

# ① 事前相談

## 事前相談提出までの流れ

簡易相談を行うことで、相談内容の整理に早く取りかかることができ、その結果事前相談を早期に開始できます。

それにより、年度末の異動等による提案作成の停滞を回避できるなどのメリットがあります。

### 事前相談様式受取

一斉通知・調査システムにて全自治体へ送信する他、当室のホームページからダウンロードも可能です

### 根拠法令等の確認

支障が生じる原因が法令等の（法令・通知・要綱要領など）のどの部分にあるのかを明確にすることで、改善策の道筋が見えてきます  
※提案募集方式データベースをぜひご活用ください

### 様式に記入

改善したい支障と考案した改善策を記入してみましょう

0

提案募集開始

1

2

3

4

5

事前相談様式提出

### 支障事例を確認

国の制度や法令による地域住民や職員自身のお困りごとについて心当たりがないか職場で話してみるのが提案につながることもあるかもしれません。

### 改善策の考案

お困りごとへの改善策をご考案ください。近隣自治体と一緒に考えてみたり、上司や同僚に話してみたりすることで、改善策のきっかけを掴めるかもしれません。



ご不明点があれば分権室へ  
お気軽にご連絡ください

提案団体向けに実施している提案募集方式に係る研修の一環で、提案作成の一連の流れを体験できるグループワークの実施が可能です。ぜひご活用ください！

# 提案募集方式データベースの案内

- 当室ホームページにて、提案の検討を支援するためのデータベースを公開中です。  
提案の検討に当たりヒントを得たい、担当分野に関連する過去の提案を確認したい等、目的に応じて利用できますので、是非積極的に活用ください。
- 公開ページURL (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>)

## 【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	1	03_医療・福祉	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyuekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyuekka.html</a>	

例

フィルター機能をクリック

対応方針(閣議決定)記載内容(提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とする	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/306_tsuichihon14">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/306_tsuichihon14</a>	国土交通省鉄道局施設課

最終の対応方針や関係資料等も閲覧可能に

## 提案募集方式データベースをフルに活用してみよう

まずは、気になるキーワードで検索してみよう...

- ・過去の提案がヒントになって、提案のアイデアが浮かぶ

過去に同様の提案がなされていたかを確認することで...

- ・根拠法令を探すヒントが見つかる
- ・関係府省庁の回答から法令・制度等の関係府省庁側のロジックを類推し、提案内容の充実を図れる
- ・提案作成の前に、過去に同様の提案がなされていることを把握し無駄な作業を避けることができる

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
例	R1	1	03_医療・福祉	村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に 対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/tanken-2019/tetankosyu_kakka.html">https://www.cao.go.jp/tanken-2019/tetankosyu_kakka.html</a>

フィルター機能をクリック

# ①事前相談様式の記入

## 事前相談様式の記入ポイント

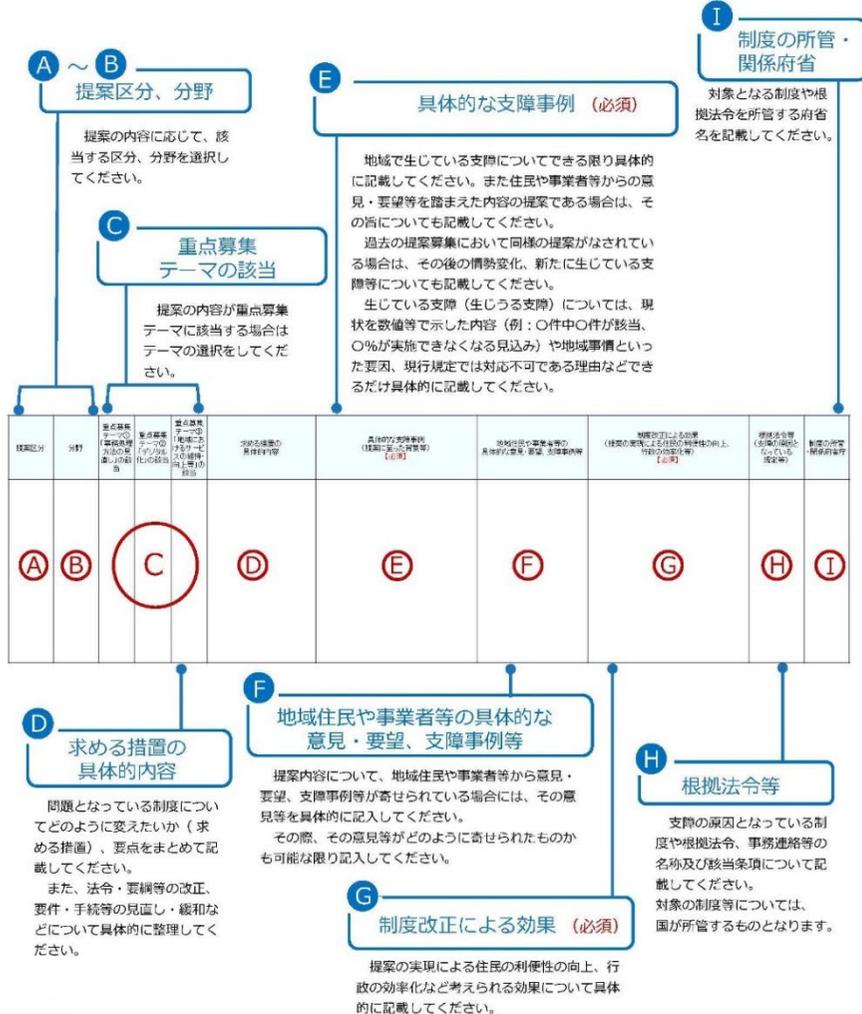
※地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）より引用

様式に記載すべきことが多くある印象を受けるかと思いますが、まずは埋められる事項のみ埋めていただき、簡易相談及び事前相談で当室と調整しながら提案の内容を充実化していきましょう！  
その際の支障に関する数値（費用、かかる時間、事務に係る人数等）はおおよその数値で構いません。

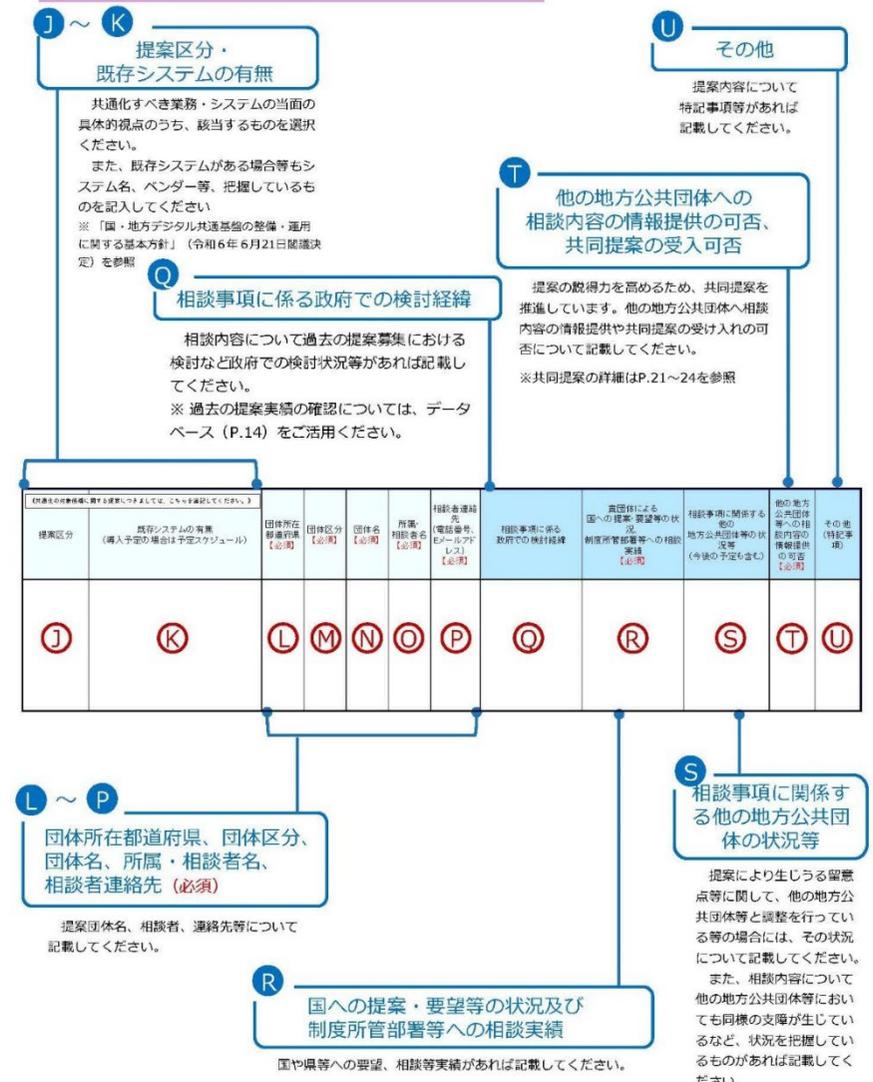
### ③ 事前相談様式の記入ポイント

事前相談では、所定の様式に求める措置の内容や支障事例等といった必要事項を記載していただきます。内閣府と課題についての認識共有や議論をスムーズに行えるよう、事前相談様式への記入事項についてのポイントをご紹介します。

※令和8年の事前相談様式をもとに作成しています。



事前相談様式の記入方法等についてご質問がある場合は、お気軽にお問い合わせください。



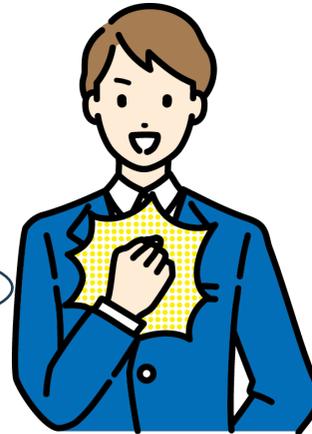
## ②本提案の提出

事前相談の受付後、当室において記載内容についての確認や提案の対象性の検討を行い、提案内容の充実に向けた助言をさせていただきます。当室からの助言を踏まえて本提案を御提出ください。本提案に関する具体的な作業は次のとおりです。

### 本提案様式の作成

- ・事前相談様式と同時に送信している本提案様式に必要事項を記入。
- ※本提案様式への記載事項は、すでに**事前相談で調整した内容となるためご負担となる業務は発生しないことがほとんどです。**

だからこそ事前相談が重要です！



### 首長決裁

- ・本提案に際しては**首長の決裁が必要**です。お手数ですが、決裁処理をお願いいたします。

### 期限までに提出

- ・本提案様式の提出期限が設けられています。首長決裁次第、速やかにご提出ください。
- ・提出は一斉通知・調査システムにてお願いいたします。